

第1回船橋市児童相談所基本構想改訂検討会 議事録

1 開催日時 令和6年5月29日(水) 19:00~20:30

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

宇佐美 政英 委員
大塚 佳子 委員
柏女 霊峰 委員(会長)
川崎 二三彦 委員(副会長)
黒坂 あやの 委員
竹下 利枝子 委員
本間 敏子 委員
松本 歩美 委員

(2) 事務局

船橋市健康福祉局長
川端 輝彦
船橋市健康福祉局こども家庭部長
森 昌春
船橋市健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課
鈴木 尚哉 課長
藤沢 徹 課長補佐
村田 真一 係長
鈴木 彩二郎 副主査
荒井 孝之 主任主事
伊大知 志帆 主任主事
大塚 信一 主任主事
船橋市健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室
河南 和代 所長
奥野 智禎 SV

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

1. 委員紹介（公開）
2. 議事（公開）
基本構想 改訂（案）について
3. その他（公開）

6 傍聴者の定員、実数 定員6名、傍聴者1名

7 議 事

（藤沢課長補佐）

それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、船橋市児童相談所基本構想改訂検討会にご出席いただきありがとうございます。しばらくの間、進行役を務めさせていただきます、児童相談所開設準備課課長補佐の藤沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議につきましては、1時間30分程度、20時30分終了を目処に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではこれより会議を開会いたします。まず、会議の公開非公開につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき非公開とする要件に当たらないため、全て公開としております。また、会議終了後には会議資料及び会議録を公開し、閲覧に供することといたします。続きまして、会議の傍聴につきましてご報告いたします。本日の会議は傍聴の定員を5名とし、事前に市ホームページで公開いたしました。本日、1名の方から傍聴の申し込みがありました。それでは傍聴者の方は入場してください。

傍聴者の方は配布しました注意事項を遵守するようお願いいたします。続きまして本日の会議はWeb会議システムによりご参加される委員を含め全ての委員にご出席いただいていることから、船橋市児童相談所基本構想改訂検討会設置要綱第5条第2項の規定により開催に必要な過半数に達していることをご報告いたします。続きまして、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。第1回検討会次第、続きまして当検討会の委員名簿、児童相談所基本構想改訂の経緯、こちらA4の一枚になります。続きまして、船橋市児童相談所基本構想「基本方針」「運営方針」改訂版案、新旧比較、A4横カラーのホチキスどめになります。続きまして、令和3年7月に策定しました船橋市児童相談所基本構想。最後になりますが、本改訂検討会の設置要綱。以上となります。不足している資料がありましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。それでは開催にあたりまして、健康福祉局長川端輝彦よりご挨拶させていただきます。よろし

くお願いします。

(川端局長)

皆様、こんばんは。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。船橋市児童相談所基本構想につきましては、本日お集まりの委員の皆様方の多くにお集まりいただきまして、策定検討会を経て令和3年7月に策定をさせていただきました。これまでこの基本構想に基づきまして、本市独自の児童相談所開設を目指し、開設準備課を中心に協議しながら準備を進めているところでございます。この度、基本構想改訂検討会を開催させていただくことになりましたのは、大きくは令和4年の児童福祉法改正によるものでございます。改正児童福祉法におきまして、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務となり、母子保健からの切れ目のない支援を行うための体制強化など市町村に求められる役割が大きく変化をいたしました。そこで本市におけるこども家庭センターの組織体制や児童相談所とこども家庭センターの役割分担などについて整理をし、それぞれの役割などを基本構想に明確に位置づけるために基本構想の改訂の検討に至ったところでございます。本日は事務局より基本構想改訂の背景や改訂内容について詳しく説明をいたします。各分野の第一線でご活躍されている皆様から、ぜひ忌憚のないご意見ご指摘をいただければと思いますので、本日はよろしく願いいたします。

(藤沢課長補佐)

続きまして、次第の1、委員の皆様をご紹介させていただきます。時間のご都合もございますので私の方で紹介させていただきます。

宇佐美政英委員でございます。本日はWeb会議システムにより参加されております。宇佐美委員は国立国際医療研究センター国府台病院において、子どものこころ総合診療センター長並びに児童精神科診療科長を務めていらっしゃいます。また、日本児童青年精神医学会の代議員など、子どものこころに関する様々な場面等でご活躍されていらっしゃいます。

大塚佳子委員でございます。大塚委員はにじの空クリニックの院長を務める精神保健指定医でいらっしゃいます。また、本市の要保護児童及びDV対策地域協議会の代表者会議委員でもあり、本市の児童精神医療の現状に精通されています。

柏女霊峰委員でございます。柏女委員は淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科の特任教授でいらっしゃいます。大学においてこども家庭福祉サービス供給体制のあり方について研究する傍ら、国の社会保障審議会の専門委員会の委員長を務められた経験などがございます。

川崎二三彦委員でございます。川崎委員は子どもの虹情報研修センターのセンター長を務めていらっしゃいます。虐待防止のための研修・研究等に携わる傍ら、こども家庭庁の、権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究検討委員会の座長を務められた経験がございます。

黒坂あやの委員でございます。黒坂委員は船橋本町法律事務所に所属される弁護士として、家事・刑事を取り扱う傍ら、千葉県弁護士会子どもの権利委員会委員、船橋市児童虐待法律アドバイザーを務めていらっしゃいます。

竹下利枝子委員でございます。竹下委員は千葉県の各児童相談所において所長を務めていらっしゃいました。また令和3年度末まで、本市の家庭児童相談室において、家庭児童相談スーパーバイザーとしてご活躍いただいております。

本間敏子委員でございます。本間委員は児童養護施設おんちょう園の園長を務められております。また、本市の要保護児童及びDV対策地域協議会の代表者会議委員でもあり、社会的養護の現状や本市の児童虐待等の状況に精通されていらっしゃいます。

松本歩美委員でございます。松本委員は船橋青い空こどもクリニックの院長を務める小児科医でいらっしゃいます。同クリニックのほか、病児保育や児童発達支援事業、通所型産後ケア事業を運営しており、本市の児童福祉・母子保健行政に多大なご協力、ご尽力をいただいております。

以上8名の方々に検討会の委員を構成していただきます。よろしくお願いいたします。

次に移る前にマイクの操作方法のご説明をさせていただきます。ご発言をいただく際にはマイクのスイッチを押していただき赤いランプがつかましたらご発言いただき、ご発言が終わりましたら、再度マイクのスイッチを押して赤いランプを消していただきますよう、よろしくお願いいたします。また、ご発言の際にはマイクを近づけていただくようよろしくお願いいたします。Webから参加いただいている宇佐美委員につきましては、システムの挙手ボタンを押していただき、会長の指名を受けたのちにミュート解除をしてご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度ミュート状態に戻し、挙手マークを消して頂くようお願いいたします。

それでは、次第の2、会長及び副会長の選出を行います。会長は検討会を代表し、議事の進行等を行っていただきます。会長及び副会長は当検討会設置要綱第4条の規定により、互選により定めることとしておりますが、委員の皆様からご推薦等がありましたらお願いいたします。

(川崎委員)

よろしいでしょうか。国の社会保障審議会の専門委員会で委員長をやられたご

経験もあることから、柏女委員に会長を務めていただければと思うのですが、如何でしょうか。

(藤沢課長補佐)

柏女委員のご推薦がありました。他には如何でしょうか。それでは柏女委員に会長を務めていただくことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、会長が決定しましたので、副会長の選出以降の議事は柏女会長に進行していただきます。恐れ入りますが、会長席へお移りいただけますでしょうか。

(柏女会長)

一言だけ、ご挨拶をさせていただきます。

それぞれの委員の方々のご紹介がありましたが、そうそうたる方々の中で勤めさせていただくことになりました。何分にも非力でございますので、皆様方のご協力をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。この改訂検討会の経緯については川端局長から説明がありましたが、やはりこども家庭センターができることによって、児童相談所も大きな影響を被ることにもなります。午前中に都の児童相談所設置区のこども家庭センターのケースカンファレンスに参加しました。3ケースほど検討をして、終結のケースなども確認をしたところですが、やはりその中で児童相談所との関係をどうしていくかということもカンファレンスの重要なテーマの1つになっていました。このことから、こども家庭センターと児童相談所がどのように連携を取っていくべきか、ということについて基本構想を改訂していくことは誠に理にかなっていると思っております。回数が少ない中、今日が最大のヤマ場になると思っておりますので、たくさんのご意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。それでは、副会長を選出させていただきます。私の方で指名させていただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。令和3年の検討会でもお願いさせていただきましたが、川崎委員に副会長をぜひお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。ではよろしくどうぞお願いいたします。一言ごあいさついただければと思っております。

(川崎副会長)

子どもの虹情報研修センターの川崎と申します。私の職場が横浜にございますので、皆様方と違って船橋市の具体的な事情について十分承知しているわけではないのですが、子どもの虹情報研修センターでは今回の法改正を含めて様々な方々の研修等も実施しております。この間、こども家庭センターの統括支援員研修を実施しました。市町村に関連する方が参加され、実態が本当にまちな

ちで、それぞれが今も錯誤しているという状況でした。このような中で、今回基本構想を改めて、今の情勢に合う形で改訂・充実させていくというのは大変ですが、大切なことだと思っております。私も十分承知していない点もありますが、少しでも貢献できると思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

(柏女会長)

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入っていきたいと思います。議事は1点だけで基本構想の改訂案についてです。事務局の方からご説明をいただいた上でご意見を頂戴できればと思いますが、事前にご説明をいただいたところ、開催は2回程度と伺っております。ということは、今日ご意見をたくさん頂戴して、次回に修正案を出していただき、それについての議論をした上で成案を得るというスケジュールになると理解しています。したがって、今日がとても大切な会議となります。ぜひ皆様方から建設的なご意見を多くいただき、その中から反映できるものを反映し、修正の上で採用できるものについては採用することで、事務局が成案を得るための検討していただくという形になると思います。何かをまとめる、意見をまとめるということではありませんので、委員の方々から、それぞれの立場、また立場を超えても結構でございますので、ご意見をたくさん頂戴できればと思っております。それではまずお手元にあります基本構想改訂案、この概要について事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(鈴木課長)

事務局でございます。着座にて説明させていただきます。児童相談所開設準備課長の鈴木と申します。よろしく申し上げます。ではまず初めに船橋市児童相談所基本構想改訂の経緯と書かれたA4縦書きの資料をご覧ください。今回令和3年7月に作成いたしました、船橋市児童相談所基本構想を改訂することとした経緯などについてご説明いたします。

改定の背景。

(1) 社会的な背景でございますが、全国的に児童虐待相談対応件数が増大しており虐待による重篤な死亡事例が後を絶ちません。また、子育て家庭を取り巻く環境も厳しい状況で、地域での孤立や各種こども・子育て支援事業が支援を要する家庭に十分届いていないなどの問題がございます。国の専門委員会からは児童福祉部門と母子保健部門において事案の情報が適切に共有されず、深刻な事案に至ってしまった例も存在しており、連携強化に関する提言が出されております。

(2) 改正児童福祉法の施行でございます。社会的な背景を踏まえ、児童福祉と母子保健における情報共有や連携における課題の解消のため、児童福祉法が改正され、こども家庭センターの設置が努力義務とされました。

(3) 改定の理由です。本市が令和3年に策定いたしました児童相談所基本構想においては、策定期間の関係からこども家庭センターについての本市の考え方を示しておりませんでした。そこでこども家庭センターと市児童相談所の連携や組織における役割分担等を船橋市児童相談所基本構想に明確に位置付ける必要があると考え、基本構想を改訂することといたしました。

次に改定箇所についてでございます。表に令和3年7月策定版の見出しを記載しておりますが、「4基本方針」と「5運営方針」のみを改訂することといたしました。こども家庭センターと市児童相談所との連携や業務における役割分担等を船橋市児童相談所基本構想に明確に位置付ける必要があるため、基本方針及び運営方針を改訂することといたしました。また、「1基本構想について」や「2児童相談所とは」、「3現状と課題」などについては、変更すべき箇所がないことから改定を行わないことといたしました。

表の下に米印を付してございますが、改訂を行わない箇所については、本検討会資料として配布している「船橋市児童相談所基本構想（令和3年7月策定版）」にてご確認ください。

次にこども家庭センターについてご説明いたします。

趣旨・目的でございますが、改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」が法的に位置づけられるとともに、市町村は設置に努めることとされました。アンダーラインを引いている部分でございますが、これまで両機能が、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るためにこども家庭センターを設置することとされました。

資料の裏をご覧ください。業務内容についてです。こども家庭センターは、これまで母子保健機能や児童福祉機能において実施している相談支援等の取組に加え、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るとされています。

それでは、改定内容を具体的にご説明いたします。A4横の資料、新旧比較表をご覧ください。1ページですが、先ほどご説明いたしました基本構想を改

定に至った背景について記載しています。①に社会的な背景を、②に改正児童福祉法の施行について記載し、(2)に基本構想改訂の理由を記載しています。

令和3年7月に策定した船橋市児童相談所基本構想においては、児童相談所部門と家庭児童相談室部門の組織的な一体化による連携を行うことを前提とした基本方針及び運営方針を示していました。しかしながら、改正法により、市町村に対してこども家庭センターの設置が努力義務とされたことから、本市としては改正法の趣旨を踏まえ、こども家庭センターを設置することとしました。このことから、こども家庭センターと市児童相談所との連携や業務における役割分担等を船橋市児童相談所基本構想に明確に位置付ける必要があるため、基本方針及び運営方針を改訂します。と記載しております。こども家庭センターの概要について、米印に記載しております。

次に「2. 基本方針」です。冒頭の部分を「基本構想改定の背景等を踏まえ」に変更しておりますが、それ以下の「(1) 市児童相談所が目指す姿」や「(2) 市児童相談所を設置するねらい」については、こども家庭センターの設置に伴い方針を変えるものではないので現行通りとしています。

「(3) 市児童相談所とこども家庭センターの機能」については、市児童相談所とこども家庭センターの機能を整理し、こどもや子育てに関する問題に一元的に対応することとし、具体的には4ページの表のようにそれぞれの機能を整理いたします。

4ページの1行目から記載していますが、本市におけるこども家庭センターは、国が想定している子ども家庭総合支援拠点機能及び子育て世代包括支援センター機能に加えて、本市独自にヤングケアラー相談、ひとり親家庭相談、女性相談等のこども子育てに関する各種相談支援機能を有する相談機関として設置を予定しています。

次に「3. 運営方針」についてでございます。(1) 市児童相談所とこども家庭センターの組織体制については、5ページの図のような組織体制をイメージしています。市児童相談所の組織体制は、緊急性を伴う虐待案件に対応する必要から、組織体制や係の配置等を工夫し、迅速性と機動性を確保できるようにしていきます。また、家庭養育優先の原則に則り、施設措置児童の家庭復帰や家庭支援、里親委託の推進を行えるよう組織体制を検討していきます。

こども家庭センターについては、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを組織的に一体化することに加え、ヤングケアラーやひとり親家庭、女性相談を所管する部署と統合することとしています。また、市民が相談しやすい体制とするため、こども家庭センターの設置場所は市役所本庁舎またはその付近とする予定です。市児童相談所とこども家庭センターそれぞれの連

携を柔軟に行えるよう、DX、デジタルトランスフォーメーション等の活用により切れ目ない一元的な支援ができるよう連携体制を構築することとしております。DXとは行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るものです。

組織体制のイメージを記載しておりますが、現行では市児童相談所に児童相談所部門と家庭児童相談室部門を配置する予定でした。改訂案では市児童相談所とこども家庭センターは別な組織として配置することといたします。

次に（２）市児童相談所とこども家庭センターの役割分担についてです。市児童相談所では虐待相談に対する対応・支援を中心に行います。また、虐待以外の理由による一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談などを担当いたします。こども家庭センターでは、こどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に担当いたします。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションからハイリスクまで幅広い相談に対応し、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しています。

なお、こども家庭センターで対応支援を進める中で状況が変わっていくケース等については、逐一市児童相談所と情報を共有し、共通の支援方針に基づき対応する他、一時保護等の権限行使や児童相談所による援助や診断が必要となった場合は、速やかに市児童相談所にケースを引き継ぐなど切れ目のないシームレスな連携を行います。

５ページに虐待対応における役割分担のイメージをピラミッドの図に表しております。左の現行では家庭児童相談室部門の水色の部分の役割を担うことと、軽度虐待の在宅支援についても家庭児童相談室部門が担うこととしておりました。改訂案では、右側になりますが、軽度虐待については市児童相談所が担い、こども家庭センターでは虐待の発生予防を担うこととし、虐待相談は市児童相談所、虐待以外の相談はこども家庭センターで行うと役割を分担いたしました。

（３）児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れについてでございます。７ページにイメージ図を記載しておりますので合わせてご覧ください。

児童虐待通告については市児童相談所で受付をし、養育や育児に関する相談をこども家庭センターで受付する体制とします。こども家庭センターで受付する相談は一般的な育児相談や友達と遊べない、落ち着きがないといった性格行動相談の他、経済的問題や生活環境、家族背景に起因する問題等の養護相談等が想定されますが、いずれの相談においても虐待のリスクや恐れを見落とすことがないよう、必ず両機関合同の受理会議を行います。その上で虐待または虐待の恐れがあるケースにあつては、まず市児童相談所で調査等を行う体制としま

す。また、支援の流れとしまして、合同受理会議の結果に応じて主担当となった機関が中心になって対応していきます。さらに定期的に実施する両機関合同の進行管理会議の中で、支援効果や関係機関の情報を共有し、アセスメントや支援方針の見直しを図ります。その結果を受け、引き続き同機関が支援を行うかどうかも含めて方針の再確認をいたします。なお、市民からの連絡が想定した受付とは異なるルートで、それぞれの機関に入った場合も相談対応を行い、受け付けた機関が責任を持って合同受理会議に提出いたします。現行の基本構想策定時においては、児童相談所と家庭児童相談室が主に虐待対応を行う上で望ましい組織を第一に検討してまいりました。そのため、左の図のように同一の建物内に児童相談所と家庭児童相談室を配置し、通告相談窓口を一本化し、一体的な運営を行うことといたしました。その後法改正により家庭児童相談室と母子保健部門の窓口である子育て世代包括支援センター機能を一体化することも家庭センターの設置が求められることになりました。市内部で検討したところ、こども家庭センターを設置するならば母子保健部門だけでなく他の相談機能であるヤングケアラーやひとり親相談、女性相談も一体化した相談窓口とした方が市民サービスが向上するのではないかと、様々な相談を受ける窓口とするならば、市民が相談に来やすい環境、これは立地面では南船橋の市児童相談所よりも本庁舎周辺の方が望ましいのではないかと、また妊娠期から広く一般的な相談を受ける子育て世代包括支援センターが市児童相談所と同一建物内になることで、心理的に市民が相談しにくくなるのではないかとといったようなことを考慮いたしまして、組織や設置場所を分けることをいたしました。

一方、組織や設置場所を分けることにより、これまで考えていた同一建物内に児童相談所と家庭児童相談室を配置し、通告相談窓口を一本化し、一体的な運用を行うメリット。このメリットにつきましては最新のデジタル技術を活用することで対応できるのではないかと考えました。令和3年の基本構想策定時においては児童相談所にどのようなシステムを導入するのか未定でしたが、現在導入を予定している児童相談システムでは設置場所が物理的に離れていても、一体的な情報共有、支援方針の検討が可能となる予定です。具体的には市児童相談所とこども家庭センターで共通の児童相談システムを用いて面談記録などを共有いたします。合同受理会議ではWebで会議を行い、児童相談システムのタブレット端末で同時に児童記録を閲覧しながら対応を協議いたします。また導入する児童相談システムにはチャット機能を搭載しており、市児童相談所とこども家庭センターで合同受理会議を行っている時に児童と面談している職員にタブレットを通して児童に聞いてほしいことを指示したり、傷や痣の写真を撮ってシステム上で共有したりすることも可能となります。このように同一建物内にあることのメリットについても、児童相談システムの活用

より、必ずしも同一建物内に市児童相談所とこども家庭センターを設置せずとも一体的な運営を行うことができると考えております。こども家庭センターを設置するにあたり、市の行っている他の相談機能も集約し、市民が相談しやすい場所にこども家庭センターを設置し、デジタル技術の活用により市児童相談所とこども家庭センターの一体的な運営を行うこととしたものでございます。

続きまして、(4) 市児童相談所と一時保護所を一体的に運営する方針については変更がございません。(5) 一時保護所の定員についてでございます。

7ページから8ページをご覧ください。現行基本構想では県児童相談所の一時保護所に入所する船橋市在住のこどもの最大数や市の今後の人口推計等を加味した上で設定するとしております。定員設定の考え方は変えておりませんので基本構想は変更いたしません、現在の検討状況について吹き出しの形で記載することといたしました。現在の検討状況でございますが、一時保護所の定員につきましては32名としております。(6) 一時保護委託については変更ございません。(7) 一時保護後の地域における支援体制についてでございます。

3段落目に児童養護施設については市内に1箇所設置されており、乳児院や障害児入所施設等については市内に設置されておりません、これらは市域を超えた広域的な対応が必要となることから県と協議をしていきますと記載してございます。現在の検討状況についてですが、これらの課題等を協議するため、令和6年度今年度より県市児童相談所設置検討会議を開催し、千葉県と協議を行っている状況でございます。

9ページをご覧ください。(8) 療育手帳の交付事務については判定について専門性を有する児童心理司を多く配置する市児童相談所が行うことを想定しており、変更はございません。(9) 運営に対する評価については、令和2年の法改正により児童相談所はこの業務の質の評価を行うことや、必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならないことが新たに定められました。市が設置する児童相談所ではその業務全般において定期的に評価を行うことや評価に基づく運営の改善を図るなど適切な仕組みづくりを構築しますと記載しております。現在の検討状況ですが、運営に対する評価については第三者評価を受けることを想定しております。(10) 職員配置体制については、児童福祉法や児童相談所運営指針等も参照し、必要な職員配置をすることとしております。

10ページの最後にこども家庭センターの職員配置を記載しております。国のガイドラインで配置が求められているセンター長及び統括支援員の配置を記載するほか、必要に応じて職員を配置するとしております。

11ページをご覧ください。(11) 職員の採用研修計画については、計画的な採用や県児童相談所への派遣研修などにより、市児童相談所開設時から一

定の人を確保し、安定した運営が可能となる体制を構築しますとしており、変更はございません。(12) こどもの権利保障のための環境整備については2段落目と3段落目に援助方針の策定にあたっては当事者であるこどもの意向を尊重し、こどもの最善の利益の確保に努める必要があります。特に一時保護の決定時、一時保護中、一時保護の解除後や施設入所措置、里親委託をする時など、こども自身が意見や希望を表明できる権利を保障する仕組みの構築を目指すとして記載しているほか、一時保護所に学習室を整備し、専門的知識と経験を有する教員等の配置により十分な教育を受けられる環境の整備に努めることや、不十分な養育環境により基礎学力が定着していないこどもにも配慮が必要なことから、ICT機器の導入や学校、民間団体との連携による個別的な学習指導が受けられる体制づくりに努めるとしており変更はございません。

12ページをご覧ください。最後に市児童相談所設置後における市と関係機関のイメージです。市児童相談所、こども家庭センター、関係機関が要保護児童及びDV対策地域協議会の枠組みで連携していくことを表しております。

長くなりましたが、基本構想改訂案の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(柏女会長)

ありがとうございます。現段階での事務局の提案についてご説明をいただきました。後40分ほどご意見を頂戴することができるかと思えます。ご質問もあるかと思うのですが、事務局と1対1でやり取りをしていますと、すぐに時間が経ってしまいますので、意見の前提として質問が必要な場合を除き、ご意見を中心に頂戴できればと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。はい、松本委員お願いいたします。

(松本委員)

小児科医をしています松本です。まず7ページの支援の流れのイメージのところが一番気になりました。市の児童相談所ができる一番のメリットは、地域のことがよくわかる市と児童相談所が1つの組織になり、機動力のある細やかな支援ができるころだと思えます。しかしながら、7ページの右側の図を見ますと、児童相談所とこども家庭センターが違う枠になっていて、これでは県の児童相談所とやり取りをする今の体制とあまり変わらないように見えます。ここが一番懸念するところです。それに関連しまして、もうちょっと細かい部分になりますが、市民からの通告と相談について、左側の図では同じ窓口となっており、前回の基本構想策定検討会の時にすごく大事にしたとことだったと思えます。その時に私も発言させていただきましたが、市民が電話で相談をす

る時に、自分が今から話をしようとしていることが、児童相談所に通告する内容なのか、あるいは相談なのかということを知って相談する人はいないと思います。小児科医をしている私でもはっきりした確信は持てなくて、でも気になるお子さんがいるからまずは行政とも情報を共有したいという気持ちで相談をします。ここを分けてしまうと、電話をしようというハードルが上がってしまうことに通じると思います。この最初の相談窓口というのは、気になるお子さんがいるという第一報をしようとする人が相談しやすい、そしてご家庭では困った、子育てに困っている、なんとかまずは相談してみたいという人がまずここに相談するという、本当の最初の一步がしやすいような、何でもいいからとにかく受ける、その中で分かっている人が情報を分けていくという仕組みがいいかと思います。

後は建物についてですが、前回の構想だと1個の建物の中に両方の機能があるので、フロアもそのように児童相談所機能と市の家庭児童相談室を分けて設計されていたと思います。これにより、フロアの使い方についてどのようになるのかなと思います。以上です。

(柏女会長)

今の質問に簡潔にお答えいただけますでしょうか。事務局のほうからよろしくをお願いします。

(鈴木課長)

はい、まずこのイメージ図のところでございました市児童相談所を設置するメリットが失われるのではないかというような、場所が2つになって、受付が2つになると県児童相談所と現在のような二元体制のままではないかというようなご質問だったと思いますが、決してそうはならないようにしたいと思っております。当然同じ市の中の組織ですので、課が別れたとしても合同受理会議を行ったり、その後の進行管理会議も合同で行うことができますので、市児童相談所設置のメリットについてはこれまでの基本構想のとおりあると思っておりますし、そのような二元体制のようなことにならないように運営をしていきたいと思っております。市民からの通告相談の窓口が2つに分かれてしまっています。こども家庭センターはいろいろな相談を受付するための窓口と考えていますので、相談しやすいような体制は維持できると思っております。ただ、委員ご指摘の相談者がこれは虐待として市児童相談所に相談すべきなのか、こども家庭センターに相談すべきなのかというのは明確に分けることは困難だと思います。そのため、このイメージ図の下に米印で記載しましたが、市民等からの連絡が想定した受付と異なるルート、例えばこども家庭センターに虐待系

の話が入ったり、逆に児童相談所に育児相談のような話が入ったりすることもありますので、この矢印と異なる形で相談が入ったとしても、この合同受理会議というものを必ず行うことで、市民の入り口が分かれていたとしても、きちんと虐待については市児童相談所、それ以外の相談についてはこども家庭センターが行っていくというように振り分けをできるような体制を考えております。

3番目に、元々市児童相談所の設計の中で家庭児童相談室部門と児童相談所部門を分けた形での設計をしていたかという点については、フレキシブルに対応できるように広い執務スペースを予定しております。元々家庭児童相談室に配置しようとしていた職員の人数分、今後の虐待対応件数の増加等があった場合の職員増に耐えられるような、まだ使っていないようなスペースが生じるというような形になると思いますので、設計自体の変更であったり、建物の使い方についての変更というものはございません。

説明は以上です。

(柏女会長)

ありがとうございます。納得するかしないかは別として、こういうご意見があったことは、とても貴重であると思います。他はいかがでしょう。竹下委員お願いします。

(竹下委員)

母子保健・児童福祉、あるいはそれ以外のいろんな機関の連携協働を更にいいものにしようということで、こども家庭センターの設置ということが提起されたと思いますが、やはり部門が2つになった、組織が2つになったことによってはたしてうまく連携していくのだろうか、私も懸念しております。要保護児童対策地域協議会などの実務者会議においても、往々にして近接する機関であればあるほど相手方にこっちの仕事じゃない、あっちの仕事だみたいな、そういう押し付け合いと言っては言葉が悪いですが、支援が重なり合うような事例が多いと思いますが、なかなかその連携が難しい、特に庁内連携が難しいということは往々にしてあるところです。先ほどご説明があった中では、その連携を上手くするためにデジタルトランスフォーメーションなどでカバーしていくというお話がありましたけれども、それ以外の工夫、それもどこまでうまくいくのだろうかという心配もありますが、設置場所の検討や、人事上の工夫、どんな職種の人、どんな経験のある人を配置していくのか、窓口の作り方など何層にも渡った工夫をしていかないとこの連携がうまくいかないじゃないかな、という気がしております。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございます。一番大事なところですから、意見が集中するのは問題ですよ。その他いかがでしょう。

(黒坂委員)

黒坂です。まず1点質問ですが、この合同受理会議にかける相談というのは、こども家庭センターが児童虐待以外の全ての相談を担うような形になっていると思いますが、そういった女性相談やひとり親相談などの全ての相談を合同受理会議にかけるということでしょうか。

(柏女会長)

その件についてお答えをお願いいたします。

(鈴木課長)

具体的には今後検討していく内容にはなるとは思いますが、基本的にはひとり親相談や女性相談の中にも虐待に関連、虐待に繋がるなどの子育ての悩みというようなものがあれば、この合同受理会議に諮っていくことになると思います。明らかにそれとは内容が異なるものについてまでをここで諮るかどうかといいますと、それは必要ないのかなと思います。ただ、抜け落ちがないようにしないといけないと思っておりますので、疑わしきは全て合同受理会議に諮る方がいいと思っております。以上です。

(黒坂委員)

ありがとうございます。そうすると、かなりの数を合同受理会議で諮ることになると思います。今の児童相談所でも、受理会議というのは結構な頻度で行われており、緊急対応が必要であればすぐ動くことが必要だと思っておりますので、竹下委員からも話があったように、DX化によりどこまで機能するか、ということが少し心配な点としてありました。既に児童相談所の設計は完了しているので、こども家庭センターの機能を船橋市の児童相談所に人員も含めてすべて移動できるかどうかといった物理的な問題もあるではないかと思っております。先ほどのお話でこどもセンターが市役所に設置されている方が、市民は相談しやすいのではないかというお話だったかと思いますが、まずは直接その場所に行くというよりも、電話でどこに相談したらいいかと問い合わせられると思いますので、場所に対する抵抗というのはそこまで私自身は考える必要はないかというふうに思います。と、なるとやはり同じ場所にあることが大

事な要素になってくるのではないかと思った次第です。

(柏女会長)

ありがとうございます。本間委員お願いいたします。

(本間委員)

本間です。児童相談所から措置されたこどもを何人も預かっております。私は児童相談所とこども家庭センターが同じ敷地内の方が行き来がしやすくやり取りもしやすいなど、なすり合いのようになりたくないで、そういう感じで進めていただきたいなと思います。それと親が本当に行きやすい、相談に乗りやすい雰囲気を作ってあげないとならないとなかなか行く勇気はないので、そういう雰囲気を作っていただければ本当にいいのかなと思います。一緒の敷地内であった方がいざというときのやり取りもできますし、緊急一時保護の場面でもすぐ駆けつけられると思いきよしいのかなと思います。

それともう1つ、家庭児童相談室がなくなるということではないですよ。

(鈴木課長)

機能とすれば維持します。残ります。名前が変わるという意味です。

(本間委員)

名前だけ変わるという意味ですね。

(柏女会長)

こども家庭センターの組織の中に家庭児童相談室の部分が入るということではなく、児童相談所の中に入るということですね。

(鈴木課長)

こども家庭センターの中に、今の船橋市の家庭児童相談室の機能が入ります。

(柏女会長)

それでご説明のように、市児童相談所の機能は虐待とか法的な介入などに限定するということですね。そうすると家庭児童相談室機能はこども家庭センターの方に入り寄り添い型の支援をするということになるんですね。どうでしょうか。大塚委員お願いします。

(大塚委員)

大塚です。先ほどの話を受けてですが、相談先や、電話を分けるっていうのが、例えば相談のつもりで電話をしたつもりが、結果的に虐待として取り扱われてしまったという人に対して、相談をしてもらったけれどもあなたのケースは虐待ですよという判断を伝えるために丁寧に対応するというひと手間は必要になるのかなっていうのはちょっと心配しています。前回の策定検討会で1つにすることがよいという形になったが、2つに分かれてしまい、前回の策定検討会の話はどうなってしまったのかと感じているという先ほど皆さんがおっしゃったことは私も思っています。

4ページのこども家庭センターの機能で、ヤングケアラーや女性相談の機能が入ることは、とても連続性があることなのでとてもよいと思うところですが、広がりすぎたことにより、例えばそれぞれの専門があったとしても相談者が抱えている課題や問題は相談機能ごとにすごく重なることがあるので、その辺についてそれぞれ専門の人を作るのか、それともそこにいる人はみんなそれぞれの機能と知識があって網羅的に対応ができるのかという点について今のところ何かありますか。

(鈴木課長)

今まさにですね、組織体制の中身の検討を進めているところでございまして、家児相と子育て世代包括支援センターふなここについては、双方今までも連携していた部分もあるので、比較的統合した場合でも進めやすいと思いますが、ヤングケアラー、ひとり親相談などについては、やはり独自の相談の仕方がございますので、全てが全てその家庭児童相談部門などとの連携が必要ではないのかと思っております。ただ、やはりその相談、ここに来たら何でも相談が受けられるというような窓口、来るだけでなく当然電話でも構いませんが、電話の中でヤングケアラーの担当がいろいろと聞き取りをしていく内に、これはちょっと虐待の疑いもあるからじゃ家庭児童相談の部門と繋いでというようなことが組織的にうまく回ればよいと思っておりますので、その担当者を分けるべきかどうかというのは、その相談の質の内容や今後の組織のあり方についてよくよく考えていきたいと思っておりますが、運営の面、ヤングケアラーに入った相談やひとり親家庭相談に入ったものであっても、その中で虐待やそういった兆候が感じられるようなことがあれば当然同じ組織内ですので、円滑に対応ができるだろうというふうに考えていますし、そのような運営を心がけていきたいと思っております。

(大塚委員)

ありがとうございます。そうすると例えばヤングケアラーの人かなと思いや
ングケアラーとして相談を受けるが、虐待もの可能性もあるような件につい
て、合同受理会議は最初だけではなく、ある程度相談が進んでからもまたその
受理会議を行うというのでしょうか。

(鈴木課長)

はい、その通りです。

(柏女会長)

他にいかがでしょう。前回の策定検討会で色々議論がありました窓口2つを
窓口1つにしたところ、それが今2つに分かれて提案されました。そのこと
に対する違和感というのがかなり多くの方々からご意見が出ていたようにも思
いますが、この点、大体感覚はもう事務局の方には伝わっているとは思いま
すが、他にこの件についてご意見はございますか。川崎委員お願いします。

(川崎副会長)

前回、組織が1つであることのメリットが一番議論とされていたと思いま
すが、こども家庭センターは本来、児童福祉部門と母子保健部門の一体化とい
うことが求められており、船橋市では今回の改訂案作成に伴い母子保健部門と
児童相談所を1つの組織でやるか否かということについて議論があったのでは
ないかと思えます。一方、今回の案では、こども家庭センターの児童福祉部門
と母子保健部門に加えて、ヤングケアラーや女性相談などを全部やっていく
ということになっています。

そうすると今回こども家庭センターを作る時のポイントとしては、児童福祉
部門と母子保健部門が一体としてやっていくこととなっている中に、様々な
相談体制が入って来ると、いわゆるこども家庭センターを作った時の趣旨とい
うものが、しっかり今回の体制の中で機能するのか、それぞれが分野別に分
かれてしまわないようにするということが1つの課題になっていくかもしれませ
ん。これだけのことを1つの体制でやっていけるのかという問題になっていき
ますし、こども家庭センターの運営についても注意をしていく必要があると思
います。また、先ほど意見がありましたけれども、これだけ大規模な組織なので、
会議を合同でやるということになった時に、参加者の選定や時間をとれるの
か、児童相談所の緊急受理会議に全てこども家庭センターの方が参加して
いくとなると、本当に機能していくのかという運営の中での課題も出てく
るかもしれません。その辺を少し検討していった方がいいんじゃないかとい
う気がいたします。

(鈴木課長)

会長、補足説明をひとつよろしいでしょうか。

(柏女会長)

はい、どうぞ。

(鈴木課長)

はい、先ほどの黒坂先生のお話にもあったと思いますが、全ての案件を合同受理会議していくことになるのかというお話があったと思いますが、合同受理会議の中でも、扱うもののケースに分けて考えているものがございます。

まず、緊急受理会議は、虐待に関する通告などがあった場合は即時行うものとして考えております。

それと、虐待以外の継続した支援、翌日家庭訪問をしたとかそういったアウトリーチが必要かどうかというようなちょっと虐待以外だけれども、継続した支援が必要となるようなケースについては、1日1回以上全てのケースをやることを予定しております。ただ、子育て世代包括支援センター、ふなここに入ってくるような育児相談とかそういったものもございますが、電話のみで解決したもの完結するようなもの、例えば育児相談とかが電話で入りました。その相談について電話でこうしてくださいああしてくださいとてして終わったようなものについては、週1回程度全案件を両方で共有する合同受理会議を開催しようと思っておりますので、全ての相談なり通告が入ったケースを即日全て全件両方で検討する会議に諮るということは考えておりません。虐待の濃度と言いますか、関わり合いによってその合同受理会議にかける会議体を分けていこうと考えております。以上です。

(柏女会長)

川崎委員から大事なご意見があったと思います。前回の策定検討会における児童相談所と家庭児童相談室の機能を一体化させるというものと、こども家庭センターができたため、母子保健と家庭児童相談室を一体化させるというもののうち、今回の船橋市のご提案では母子保健と家庭児童相談室を一体化させることを優先したということでした。しかし、こども家庭センターの中にヤングケアラーやひとり親家庭相談などが入ってきてしまうと、いわば寄り添い型支援のデパートのようになってしまうので、かえって母子保健と児童福祉をしっかりと連携させるというところから外れてしまうのではないかと、また、外れがちになるのではないかとというご意見が川崎委員の方からありましたが、それっ

てとても大事なことだなと思いました。つまり、やり方として、例えば児童相談所が南船橋にあって、そこに家庭児童相談室の機能を同居させる、要は子ども家庭センターにおける母子保健機能と児童福祉機能を分離させるということも考えられると思います。母子保健機能は役割の違いから南船橋に同居させるわけにはいきませんので、子ども家庭センターにおける児童福祉機能と母子保健機能を物理的に分けるということにして、福祉的な機能は南船橋で一緒にする、というやり方も考えられるだろうと思います。何を優先するのかということに対して、何のメリットが大きくて、デメリットが少ないか、あるいはデメリットを克服するための術を講じなければなりません、どちらの方が講じやすいのかという議論になるのかなと思いますながらお話を伺っていました。

他にご意見ありますでしょうか。松本委員お願いします。

(松本委員)

はい、何度もすみません。まず先ほどの続きになりますが、市民の皆さんが行き来しやすいかということ、そこに入りやすいかということが、今回の図を見ますと、やはり児童相談所が際立つところがあり心配ですが、前回の策定検討会までのお話の中で、児童相談所とはいえ、その建物は市民の皆さんが出入りしやすいような優しいものであり、おそらく名称も船橋市児童相談所と掲げるのではなく、『○○○センター』というようなことをイメージするようなお話を前にしていたと思いますので、子ども家庭センターと児童相談所の枠を分けたことにより、児童相談所！という感じで児童相談所がすごく怖いみたいなところにならないようになればいいなと思います。それからこの図は今後船橋市が児童相談所というか児童福祉、母子保健を含めた子ども子育て支援に向かっていくのにあたり、たぶんこれ大事なビジョン、頭に思い描くビジョンになると思います。右の図でもいいですが、さらに市として子ども子育てを包括的に支えていくというよう左の図のような大きな丸があり、その中に児童相談所と子ども家庭支援センターがあるような、そういうイメージになればいいなと思います。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

他にはどうでしょうか。私が先ほどの意見で気になりましたのは、相談をされる方にとっては窓口が虐待通告と相談の2つになることで、相談者側が一般的な相談だと思い相談窓口に連絡をしたとしても、結果的にこれは問題になりそうだと担当者が思ったら合同受理会議において児童相談所が主担当になりましょうと決定するわけです。その後相談者への連絡は虐待担当の部署からとい

うことになるわけですね。相談者からすると、「私の家は虐待というふうに思われなかな」と感じさせてしまう。そこはとても大事なことはないかなという気がしており、デメリット部分であると感じます。

その他何かございますでしょうか。他の内容についてでも結構です。

私から1点ですが、今回の改定案は児童相談所の基本構想の改訂なので、こども家庭センターをどう機能させていくかというのは我々の議論の外にあると思いますが、それにしても母子保健の部分とその他のヤングケアラー、ひとり親家庭、DV等々が一緒になることにより、統括支援員の役割や母子保健と児童福祉をどのようにつないでいくのか、どのような仕組みになるのかというところがちょっと見えにくいと思いました。まだこれは検討中ということなのでしょうか。

(鈴木課長)

組織化するのは令和8年4月にこども家庭センターとして名乗る予定ですが、令和7年度中には保健福祉センターの2階にあります今のふなここ、子育て世代包括支援センターふなここを3階に家庭児童相談室がございますので、この家庭児童相談室の中にふなこの職員を持ってくるといふか配置して、窓口を並んだ形で考えようと思います。まだこども家庭センターにはならないですが、家庭児童相談室とふなここが並んでいるイメージです。ただ、その受付窓口の後ろでは職員と一緒に仕事をしている形を想定して、今委員の皆様からいろいろとその母子保健と児童福祉の部門の連携など今後検討していかないことがたくさんあるという指摘があったと思いますが、まさにそれが課題だと思っております。準備期間1年間取る形でその受付の体制であったり、元ふなこの職員と元家庭児童相談室の職員といふか今の職員がどのような形で情報連携であったり、業務の連携をして行くのかということは7年度ずっとかけるわけではないですが、7年度の中で組織を一体化、窓口業務を一体化した中で色々検討する必要があると思っております。以上です。

(柏女会長)

分かりました。ありがとうございます。大塚委員お願いします。

(大塚委員)

先ほど松本委員が7ページの図に関してご意見をおっしゃられたのですが、7ページの右側の図では赤い枠と青い枠が重なることがあるのでしょうか。例えば、養育困難の家庭であって、ネグレクトか養育困難かの判断が微妙なところであるという事例は中々にあると思います。最初は相談で受けていて、しば

らく一緒に見るとか、同時に児童相談所とこども家庭センターが並行して見るみたいなこともあり得るのでしょうか。その狭間みたいな人もあり得るということだと、そういうイメージとして図の四角を重ねるイメージなのではないかと思いました。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。この図の説明だけではなくて、それは機能の重なりにも繋がってくるものであると思います。少し工夫ができないか、とのご意見だったと思います。竹下委員、どうぞ。

(竹下委員)

今のご意見に関連してですが、実際のケース、例えば児童相談所のケースの場合においても、保護者の方から今現在であれば家庭児童相談室に対して児童相談所には言えないことを言ったり、あるいは応援してもらったりということがあります。どうしても綺麗に住み分ることはできないのではと思うので、そこはどうしていくのか、整理していただきたいなと思いました。

(柏女会長)

宇佐美委員、何かございますか。

(宇佐美委員)

5 ページ目の児童相談所の組織体制図のイメージのところに診断指導係という言葉がありますが、私の立場ではあまり指導という言葉を使いません。何か悪いことをして指導するような印象になるように感じます。この診断指導係とか指導という言葉については使用する決まりがあるのでしょうか。指導するという言葉ではどっちが上か下かというようにとられやすいように思えました。一般の人から見たら「指導されるのか」と感じて何となく行きにくく感じてしまうのではないのかという点が1つありました。もう1つが児童相談所と家庭児童相談室が同じ市なので、お互いの業務をよく理解しているということがすごく大事ですので、運営からちょっと外れてしまうかもしれませんけれど、人事交流がうまくできると互いの業務がよくわかると思います。我々も他の病院での診療について、交流してもよくわからない人もいますし、今法律が変わって虐待がある場合、親は精神科の医療保護入院にあたっての保護者にもなれなくなりました。そのようなことも含めてお互いの機関のことをよく知っているということがすごく大事だと思うので。せつかく市と市なら人事交流できると連携しやすくなるのかなと思った次第です。これは単なる意見ですが、以上で

す。

(柏女会長)

ありがとうございます。最初の件についてなにか事務局でありますか。

(村田係長)

事務局でございます。診断指導係の件ですが、こちらは基本構想を策定した時点のものをそのまま引用させていただいております。千葉県での体制の名称を使わせていただいております、この名称については今後検討させていただきたいと思っております。人事異動についても今後関係部署と、協議をしていくながら検討していきたいと思っております。

また、先ほどからご指摘のある組織2つに分かれる懸念点について補足させていただきます。昨年度から検討を進めている中で、もうすでに児相を設置している中核市というものは、児相と拠点機能は一緒になっているところでは施設規模等の都合で同一組織になっているのですが、私どもが令和3年に基本構想を作成した後に今般の法改正が示されましたが、まず最初に思ったことが今後は地域のポピュレーション、虐待の未然防止ですとか、そういった所に力を入れるべきだと考えたのが、この組織体制を考え始めたスタートでもあります。虐待相談件数も年々増えていく中でやはり児童相談所というのは法的な権限もございますので、しっかりと役割を全うできるっていうところを考えた時に、児相とこ家センは役割分担をしながら、機能を損なわない方法を考えながらやっていきたいっていうところが今回この形になった経緯でございます。昨年度からはふなここ部門と家児相部門で、担当者レベルの会議をスタートしております。やはり今まであまりできなかった連携に係る具体的な意見交換しているところでして、受理会議やケースの受け渡しなどについては今後担当者レベルでもっと詰めていきたいと思っております。皆様からご指摘があったような普通の相談だったのに虐待と取られてしまったとかそういった懸念点については担当者の方に伝えまして、受理会議のあり方やケースの受け渡しなどについて検討していきたいと思っております。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。川崎委員どうぞ。

(川崎副会長)

別件になりますが、今回の提案の中では令和3年に策定した基本構想の内、1と2と3については改訂を行わないということで、基本はそれでいいです

が、今回児童福祉法改正により児童相談所運営指針が全部改正となっていることのほか、一時保護ガイドラインも全部改正ということになっています。これ読んでみますと、例えばこの新旧対照表のこどもの権利のところでは、援助方針策定にあたってはこどもの意見を尊重してと記載があり、基本こうすべきなのですが、法改正では児童相談所に対して意見聴取を義務化したということがあります。あるいは一時保護のところも、前回策定時は所属への通学が困難であることが想定されますということが書いてあるのですが、ガイドラインではこどもの意見を尊重しながら通学等についても努めるようになるなど、一時保護のあり方についても少し状況が変わってきていますので、基本は変えないとは言うものの、もし考えられるのであれば今回の法改正全体が大きな動きだったので、多少とも充実をさせることを考えるなら、修正等を考えていただいてもいいのかなと思っております。少し細かいことですが、最初の1ページの社会的な背景について社会保障審議会児童部会と書いてありますが、今はこども家庭審議会ということでこども家庭庁になって名称が変わっています。そういう細かな点も結構あるのでまた是非点検していただいて、可能なら修正等を考えていただければと思っております。

(柏女会長)

ありがとうございます。この辺について、最低限今回はこども家庭センターに関することについて修正したと断り書きを入れておかないと、川崎委員がおっしゃったような、疑問を感じることもあると思いますので、変えるのであれば最低限必要なところは変えるべきかもしれませんし、そうでなければ令和3年のものを尊重したというふうに断り書きをしておけばいいのかなと思いました。事務局から何かありますか。

(森部長)

こども家庭部長の森と申します。今回基本構想の改訂を行いたいということで、庁内でもこども家庭センターをどのように設置していくかということで議論をしました。法律改正が基本構想を定めた後に行われたということで、それまでは船橋市児童相談所の市としての運営体制を家庭児童相談室とのシームレスな対応ということを目指して、基本構想を定めたところでございますが、家庭児童相談室というところについて、こども家庭センターの中に含めて、母子保健と融合させた機能を充実させたこども家庭センターというのを市町村に設置を求められたということで、今後児童相談所をこれから準備していくにあたり、こども家庭センターの位置づけというものを明確にしていきたいと、家庭児童相談室との児童相談所を一体的に運営するという立場で基本構想を定めて

おりましたので、ここのズレというものを明確にするために、こども家庭センターの位置づけを基本構想の中ではっきりとさせたいということで今回はその部分に重点を置いて作業を行いました。川崎委員がおっしゃられている通り、法改正の部分は他にもございます。これから私どもが児童相談所設置をする、政令を受けるのにあたって計画をこども家庭庁と令和7年の当初から始めていく上で、そこで詳細な修正すべき点については、整理をしていくということを考えておりましたので、おっしゃる通り今回は、こども家庭センターと児童相談所の関係を明確にするためということを考えており、その部分に言及することについては取り入れていきたいと考えましたので、よろしく願いいたします。以上です。

(柏女会長)

はい、もう時間が来ましたので、私から事務局への提案ですけれども、どちらを優先するか、例えば今日私が言ったこども家庭センターは児童相談所と一緒にし、母子保健とは別にする。それで統括支援員がどう役割を果たすか、情報共有に関してはそれこそDXでお互いの資料を見られるようにして、カンファレンスをやるという形でやっていくという、それも1つの方法です。また、今回のように母子保健と福祉の一体性ということを優先して、その代わりに児童相談所は別組織として単独になると、どちらかは哲学の問題であろうと思います。それを船橋市さんはこども家庭センターとして一体化するところを優先した結果、児童相談所がかなり要保護や法的介入に限定されてしまったということなので、そのメリットデメリットやなぜそれを選んだのかということを改訂の所に書いていただいて、その上でデメリットを克服するための方策を書いていただく。例えば先ほど宇佐美委員がおっしゃった克服策として児童相談所とこども家庭センターの人事交流をやるようにしたら、お互いの理解が深まりよいのではないかというご意見ですが、とても大事なご提案だと思います。そのようなご意見が今日いくつか出ていたと思いますので、それを克服するための方法をこの提案の中に入れていただいて、次回提出いただくという形をお願いできればと思うのですが、よろしいでしょうか。その方がご理解を得られるのではないかと思います。それでは、次回までをお願いできればと思います。

その他に何かございますでしょうか。今日は時間的に一時間弱の時間しかありませんでしたので、この後ご帰宅された後に、気がついたご意見がありましたら、メール等で事務局の方に頂戴をするということをしていただければと思います。その場合、いつぐらいまでにどのような方法かというのは事務局の方からご説明をしていただくこととし、今後の流れについてご説明いただければ

と思います。

では、こちらの進行は終わらせていただきたいと思います。あとは事務局の方でお願いいたします。

(藤沢課長補佐)

本日は貴重なご意見ありがとうございました。会議の時間が限られておりまして、この場でご意見等をまとめいただく時間は少なかったと思います。今柏女会長の方からお話がありました通り、もし追加のご意見と提案も含めてございましたら6月17日までにメールにて事務局までお寄せいただければ幸いです。議事録もこちらからメールにて送付させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。メールでのご意見提供方法、期日等につきましては改めてメールにてお知らせしますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。委員の皆様からいただきましたご意見、ご提案につきましては、本市の考へる改訂案に必要な応じて反映してまいりたいと思ひます。また反映させた改訂案につきましては次回の改訂検討会でご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

(柏女会長)

ありがとうございます。次第4その他になりますけど、委員の方から何かございますか。特になければ事務局の方で今後のことについてお話をお願いいたします。

(藤沢課長補佐)

事務局の方からご連絡をさせていただきます。本日は長時間にわたりご意見を頂戴しましてありがとうございました。先ほど申し上げた通り、本日の議事録についてですが、事務局で作成した後、委員の皆様にご確認をさせていただき、その後公開をさせていただきます。お忙しい中と存じますがご協力いただきますようよろしくお願いいたします。また次回の会議につきましては、8月を予定しております。日程につきましては委員の皆様のご予定を確認し、確定させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

先ほどご説明した通り、次回の改訂検討会では最終案をお示しして、御承認いただくということを予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

(柏女会長)

今後について事務局の方からご説明がありましたけれども、何かご質問あり

ますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今日の会議をこれで終了とさせていただきたいと思います。遅くまで本当にありがとうございました。お疲れ様でした。

以上